

宗像市長 谷井博美 様
宗像市議会議長 田中時宗 様

宗像市監査委員 岩本隆志
宗像市監査委員 石松和敏

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 監査の概要

- (1) 監査委員 岩本隆志 石松和敏
- (2) 監査実施期日 平成21年12月9日（水）
- (3) 監査対象機関 上下水道部 施設課
- (4) 監査の範囲 平成21年度 施設課の事務事業（別表）

2 監査の方法

施設課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、事務事業についておおむね適正に執行されているが、次の点について指摘する。

(1) 大島地区配水管測量設計業務委託について

当該委託料は、簡易水道事業特別会計から支出されているため宗像市事務決裁規程に基づく決裁が必要であるが、宗像市水道事業及び下水道事業事務決裁規程に基づいた決裁が行われているので、事務処理を適正に行われたい。

(2) 排水設備改造資金貸付金（特環）について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 当該貸付金は、特定環境保全等下水道事業特別会計から支出されているため宗像市事務決裁規程に基づく決裁が必要であるが、宗像市水道事業及び下水道事業事務決裁規程に基づいた決裁が行われている。

イ 借入申請書において、所有区分が未記入のものがある。また、貸付額の月別一覧表において、年度の記載が誤っているものがある。

(3) 浄化槽設置補助金について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 当該補助金は、一般会計から支出されているため宗像市事務決裁規程に基づく決裁が必要であるが、宗像市水道事業及び下水道事業事務決裁規程に基づいた決裁が行われている。

イ 維持管理契約書と浄化槽中間チェックリストの設置場所が、他の報告書等の設置場所と異なるものがある。

(4) 排水設備改造工事補助金について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 交付申請書、交付決定通知書および確定通知書の改造工事に係る家屋の所在地の記載が一致していないものがある。また、交付申請書において、家屋の所有区分が未記入のものがある。

イ 交付決定通知書および確定通知書の通知日が、決裁日より前のものがある。

(5) 契約に関する事蹟について

起工伺に鉛筆書きの部分があるもの、再資源化等報告書、建設廃棄物処理報告書、完了届に工事請負業者の印が押印されていないもの、安全・訓練等の活動報告書の実施回数が誤っているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

(6) 申請書等の受付について

貸付金および補助金の申請書等に、受付年月日が不明のものが多数あるので、事務処理を適正に行われたい。

別表

平成21年度 施設課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	浄化槽設置整備事業補助金に関する事蹟	○	○
	排水設備改造資金貸付金元利収入に関する事蹟	○	○
	排水設備改造資金貸付金に関する事蹟	○	○
	排水設備改造工事補助金に関する事蹟	○	○
	委託に関する事蹟（別記）	○	○
	工事に関する事蹟（別記）	○	○
	負担金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	復命書（宿泊を伴うもの）	○	○
	時間外勤務命令簿		○
	時間外勤務等一覧表（写し）		○
	勤務報告書（写し）		○

(別記)

平成21年度 委託に関する事蹟（水道事業）

1	大島地区配水管測量設計業務委託
2	宗像市水道資材単価作成業務委託

平成21年度 工事に関する事蹟（水道事業）

1	大島地区配水管布設替工事
2	田野地区配水管布設替工事（その1）
3	牟田尻地区配水管布設工事（その2）

平成21年度 委託に関する事蹟（下水道事業）

1	下水道管理システム業務委託
2	平成20年度における宗像市公共下水道根幹的施設（高度処理化）建設工事委託（補助）

平成21年度 工事に関する事蹟（下水道事業）

1	田野準幹線污水管渠築造工事（その16）
2	河東地区配水管布設工事

平成21年度 負担金に関する事蹟

1	負担金交付台帳（財政課提出分の最新分・交付先の決算書等を含む）
---	---------------------------------